# 中央公園サッカースタジアム(仮称)整備等に係る事業者の募集・選定支援業務 公募型プロポーザル説明書

# 1 業務名

中央公園サッカースタジアム(仮称)整備等に係る事業者の募集・選定支援業務

### 2 業務内容

別紙「中央公園サッカースタジアム(仮称)整備等に係る事業者の募集・選定支援業務基本仕様書」 のとおり

# 3 業務場所

広島市中央公園広場

# 4 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

#### 5 業務費

本業務に係る費用は82,900,000円以内(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

# 6 応募資格

本プロポーザルに参加する者(以下「参加者」という。)の必要な条件は、次のとおりとする。なお、本業務実施のための共同企業体としての参加も認めるが、単体企業として参加する者が共同企業体の構成員となることや、他の参加者の再委託予定事業者となることは認めない。

#### (1) 単体企業の応募資格

- ア 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していないこと。
- イ 広島市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ウ 公示の日現在から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の 指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- エ 再委託する場合の再委託予定事業者についても、上記アからウの条件をすべて満たしていること。なお、再委託予定事業者が、他の参加者の再委託予定事業者と重複することは妨げない。
- オ 提案書の提出者又は再委託予定事業者が、平成17年4月1日以降に発注され、元請として契約中または履行済みの、次に該当する業務の実績を1件以上有していること(共同企業体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。)。
  - ・ 公共施設における基本計画に基づくデザインビルド発注(基本設計からの設計・施工一括発注) に係る発注者を支援する業務(アドバイザリー業務など。)。ただし、国または地方公共団体が発 注した業務に限る。
- カ 提案書の提出者又は再委託予定事業者が、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けたものであること。

# (2) 共同企業体の応募資格

参加者は、以下の要件を満たす者であること。

ア 共同企業体の構成員数は2者又は3者であること。

- イ 構成員のすべてが(1)アからウを満たすこと。
- ウ 再委託を行う場合の再委託予定事業者については、(1)エを満たすこと。なお、再委託予定事業者が、他の参加者の再委託予定事業者と重複することは妨げない。
- エ 構成員のうち1者以上又は再委託予定事業者が、(1)オ、カを満たしていること。
- オ 提案書の提出までに共同企業体に係る協定を締結していること。
- カ 構成員の分担業務が、業務の内容により、本業務共同企業体協定書において明らかであること。
- キ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員となることや、他の参加者の再委託予定事業者となることはできない。
- ク カの協定締結に係る共同企業体結成届、共同企業体協定書の写し、委任状(以下「共同企業体結成届等」という)を応募参加資格確認申請書提出時において添付すること。ただし、応募参加資格確認申請書提出時において、協定の締結がなされていない場合、提案書の提出時までに締結し、共同企業体締結届等を添付すること。締結されていることを確認できない場合は、提案書を受け付けない。

# 7 応募参加資格確認申請書の提出

# (1) 提出書類

次に掲げる書類を全て提出すること。

※共同企業体の場合は構成員ごとにア及びイを提出すること。 再委託する場合は再委託予定業者ごとにイを提出すること。

- ア 応募参加資格確認申請書(様式1) 1部
- イ 6の応募資格(1)イが確認できる書類
  - (ア) 広島市税の納税証明書 1部 広島市長が発行する市税納税証明書(証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前 の日以降のもの。)
  - (イ) 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 1部

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署長が発行する納税証明書「その3の3」(電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。)

- (ウ) 本市に納税義務がない場合は、広島市税の納税証明書にかわる申立書 1部 本市に事業所を有しないこと等が確認できる書類(登記の写し等)も添付すること。
- ウ 6の応募資格(1)オ、カ又は(2)エが確認できる資料
  - (ア) 業務内容が確認できる資料(契約書の写し、実績証明書等)
  - (イ) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録が確認できる資料
- エ 共同企業体結成届等(様式 2-1、2-2、2-3) 各1部(共同企業体で応募する場合で、協定の締結がなされている場合)

#### (2) 提出期間

公示日から令和 2 年 3 月 25 日 (水) までの閉庁日 (広島市の休日を定める条例 (平成 3 年 9 月 26 日条例第 49 号) 第 1 条第 1 項各号に掲げる日。以下同じ。) を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

#### (3) 提出先

11 の担当部署

# (4) 提出方法

持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

#### (5) 参加資格確認結果の通知

応募参加資格申請書の受理、審査後、応募者に速やかに書面にて通知する。

### 8 提案書等の作成と提出

# (1) 提案書の作成

提案は、下記①から③を参考とし、④及び⑤を踏まえて行うこと。

- ①平成26年12月にサッカースタジアム検討協議会が取りまとめた、「広島に相応しいサッカースタジアムについて(提言)」
- ②平成29年8月に広島県、広島市、広島商工会議所が公表した「中央公園広場におけるサッカースタジアム整備に係る調査・検討について」
- ③平成29年12月に広島県、広島市、広島商工会議所が公表した「サッカースタジアムに係る各建設候補地の比較」
- ④令和元年5月に広島県、広島市、広島商工会議所が公表した「サッカースタジアム建設の基本方針」
- ⑤令和2年3月に策定予定の「中央公園サッカースタジアム(仮称)基本計画」(策定までの間は「中央公園サッカースタジアム(仮称)基本計画(素案)」。)
- ①~⑤は、広島市ホームページから入手すること

# (2) 提出書類

次のア、イを提出すること。

ア 提案書正本(様式3(正本用表紙)+様式5) 1部

イ 提案書副本(様式4(副本用表紙)+様式5) 10部

ウ 共同企業体結成届等 (様式 2-1、2-2、2-3) 各 1 部 (応募参加資格確認申請書提出時に提出しなかった共同企業体に限る)

#### (3) 提出期間

参加資格確認結果の通知日から令和2年4月9日(木)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

# (4) 提出先

11 の担当部署

### (5) 提出方法

持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

# (6) 留意事項

ア 提案は、1者につき1件とする。

- イ 提出後の提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ウ 提案書(様式5)には応募者(提出者)名を記載しない。
- エ 提出書類は返却しない。

### 9 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和 2 年 3 月 27 日(金)までの閉庁日を除く日の午前 8 時 30 分から午 後 5 時 15 分まで。

イ 受付場所 11の担当部署

ウ 受付方法 質問書(様式6)に記入の上、電子メール又はFaxで提出すること。提出にあたっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

### (2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問を受理した日から閉庁日を除き3日以内に質問者に直接回答するとともに、11の担当部署において、令和2年4月9日(木)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

### 10 審査方法

# (1) 審査

中央公園サッカースタジアム(仮称)整備等に係る事業者の募集・選定支援業務プロポーザル審査 委員会(以下「審査委員会」という。)において、受託候補者特定基準に基づき、提案書を審査する。

# (2) 受託候補者特定基準

評価項目	評価の観点	配点
1. 実施方針等		60
(1) 業務の実施方針	「中央公園サッカースタジアム (仮称) 基本計画」及び基本仕様書で定めた業 務内容を十分に理解しているか。	5
(2) 業務の具体的な実 施手順やその考え方 など	ア サッカースタジアムの整備等に係る事業者の募集に向けた適切な手順や その考え方が明確に示されているか。	15
	イ 広場エリアの整備等に係る事業者の募集に向けた適切な手順やその考え 方が明確に示されているか。	15
	ウ 中央公園広場全体の事業者募集方式等の検討に向けた適切な手順やその 考え方が明確に示されているか。	10
	エ 事業者選定の適切な手順やその考え方が明確に示されているか。	5
(3) 作業計画	作業計画が、業務内容に対して、妥当かつ現実的であるか。	10
2. 実施体制等		20
(1) 実施体制	実施内容に対して、適切な人員が確保されているか、役割分担が明確かつ適切 であるか、迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	10
(2) 類似業務の実績	本業務と類似の契約実績がどの程度あるか、関連した契約実績があって業務を遂行するにあたり有益な知見があると判断できるか。(平成17年4月1日以降に発注され契約中または履行済みの実績に限る。)	5
(3) 実施能力	組織として実施内容に関する幅広い知見、情報収集能力を有しているか、円滑 に業務を遂行するためのバックアップ体制、管理体制が示されているか。	5
3. 従事予定者の経験・能 力		20
(1) 類似業務の実績	類似業務の経験があるか。(平成17年4月1日以降に発注され契約中または 履行済みの実績に限る。)	10
(2) 専門知識・ノウハウ	業務内容に関する専門知識、ノウハウ等があるか。	5
(3) 保有資格等	業務内容に有益な資格等を有しているか。	5
4. アピールポイント		10
(1) アピールポイント	1~3に記載した内容以外で、本業務に有益なアピールポイントがあるか。	10
合 計		110

# (3) 受託候補者の特定

ア 審査委員会での審議の結果、最高得点の提案書を提出した者を受託候補者とする。ただし、審査

委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案が、本市の求める最低限の水準(1から3の各項目ごとに6割)に達していないと判断された場合においては、受託候補者として特定しない。

イ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で審議の上、受託候補者を特定する。

# (4) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに応募者全員に書面にてその結果を通知する。

# (5) 審査結果の公表

契約の締結後速やかに、最高得点者の商号又は名称と総得点、応募者数について、広島市ホームページにおいて公表する。

#### (6) 審査結果の説明

審査結果に対する質問等は、書面により受け付ける。

ただし、その受付は結果通知から閉庁日を除き7日以内に限る。なお、本市は、質問書等に対して、 その書面を受けてから閉庁日を除き10日以内に書面により回答する。

### (7) 契約の優先交渉権者の決定

受託候補者に特定された者は、本業務の契約の見積書を徴する優先交渉権者とする。ただし、指名 停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得たものを優 先交渉権者とする。この場合においても、(3)アの最低限の水準を適用する。

### (8) 契約手続き

優先交渉権者と本市は、地方自治法その他法令の規定に基づき、随意契約の交渉を開始する。

# 11 担当部署

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市都市整備局スタジアム建設部スタジアム工務第二担当

Tel 082-504-2862 Fax 082-504-2865

Eメール stadium@city.hiroshima.lg.jp

# 12 その他

- (1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規程を遵守しなければならない。
- (2) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類等の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。
- (4) 提案書に記載の技術者の変更は、原則として認めない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない 理由により変更する場合で、市の了解を得た場合はこの限りではない。
- (5) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にすることがある。
- (6) 提案書等に虚偽の記載をした場合若しくはその他不正の行為をした場合には、失格にすることがある。
- (7) 応募資格を満たしていない者のする提案書提出は無効とする。
- (8) 本業務の受託者(企業体の構成員、再委託事業者を含む。)は、今後本市が発注を予定している、中

央公園サッカースタジアム(仮称)整備等に係る事業の入札に参加することはできない。ただし、当該事業について発注者を支援する業務(CM業務等)についてはこの限りではない。

- (9) 提出された提案書等に係る内容は、最終候補者特定の目的以外で提案者に無断で使用しない。ただし、提案者の了承を得た場合には、この限りではない。また、広島市情報公開条例第7条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (10) 契約を締結する場合においては、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは契約保証金の納付を免除する。
- (11) 別紙「中央公園サッカースタジアム(仮称)整備等に係る事業者の募集・選定支援業務基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、提案書の内容については、別途発注者と協議の上契約書にその内容を記載(様式5を添付)し、履行検査にあたっては、同内容を満たしていることを確認する。
- (12) 本業務委託に係る令和2年度歳入歳出予算(当初予算)が議決されなかった場合又は減額若しくは削除があった場合、当該契約手続を延期又は中止する。この場合、提案者の損害は補償しない。